

書式第74

【書類名】 登録事項の閲覧請求書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【利害関係を有する事由】)
(【手数料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
(【提出物件の目録】)

(円)

印 又は 識別ラベル

〔備考〕

- 1 国際登録に基づく商標権に係る登録事項の閲覧の請求をする場合は、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項の閲覧請求書」と記載する。
- 2 「【特許番号】」には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその特許番号を記載する。実用新案登録にあっては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。意匠登録にあっては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。商標登録にあっては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載し、商標権の分割又は分割移転に係る登録の場合は「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」に続けて「の2」のように示す記号を記載する。国際登録にあっては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その横に印を押し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、閲覧を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

- 5 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 6 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から5まで、10から12まで及び19、2221、2322、2524、26、27から26と同様とする。ただし、様式第2の備考5にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、備考2726にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

(改訂令和元2・712)